

関係各位

豊島区サッカー協会ジュニア委員会審判部作成のフットサル競技規則(2019年5月11日初版)について、関係チームからの質問が多かった内容について、明確化含めて通達いたします。ルール自体の変更ではございません。

下記通達事項は、全カテゴリーのフットサル競技会での共通ルールです。

( )は、日本サッカー協会「フットサル競技規則 2018/19」の記載条項になります。

#### 1-1. ファウルと不正行為 (第 12 条)

ゴールキーパーが手でボールを投げた後、又は足で蹴った後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェイラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

間接フリーキックは、ハーフウェイライン上の任意の地点から行われる。

(審判部補足説明) 上記はインプレー中の行為となります。下記のような場面になります。

- ・ キーパーが相手のシュートをキャッチした時
- ・ キーパーが相手のシュートをキックでクリアした時
- ・ キーパーが味方からのパスをキックした時(バックパス対象は除く)

#### 1-2. ファウルと不正行為 (第 12 条)

ゴールキーパーの反則について (間接フリーキックとなるもの)

尚、ペナルティーエリア内で与えられた間接フリーキックは、違反の起きたところに最も近いペナルティーエリアライン上の地点から再開される。

(1) ピッチの味方半分内で次のいずれかの方法でボールを 4 秒以上保持する。

- ① 自分のペナルティーエリア内にて、手、または腕を用いる
- ② ピッチの味方半分内で足を用いる
- ③ 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を使い、ピッチの味方半分内で足を用いる

(審判部補足説明) 上記はゴールクリアランス、インプレー中どちらにも適用されます。

以 下 次 葉

前 葉 よ り

- (2) ボールをプレーしたのち、相手競技者がボールをプレーするまたは触れることなく、味方競技者が意図的にゴールキーパーに向けてプレーしたボールに、ゴールキーパーがピッチの味方半分内で再び触れた場合

(審判部補足説明) キーパーがボールに関与したもの全てが対象

- (3) 味方競技者がゴールキーパーに向けてキックしたボールにゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合

- (4) 味方競技者によってキックインされたボールをゴールキーパーが直接受けて自分のペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合

(審判部補足説明) キーパーがキックインされたボールを足で扱うことは反則ではない。ボールを扱ったあとは、上記(2)が適用される。

## 2. ゴールクリアランス (第 16 条)

ゴールクリアランスされた後、ボールが競技者に触れるかプレーされる、あるいはピッチ面に触れる前にハーフウェイラインを越えたときは、相手側チームに間接フリーキックを与える。

間接フリーキックは、ハーフウェイライン上の任意の地点から行われる。

以 上